

滝沢市
ごみ減量化
行動計画
(後期)

(令和5～9年度)

～もっにごみを減らすために～



エコル

岩手県3R推進キャラクター

令和5年3月
滝 沢 市

目 次

1 「滝沢市ごみ減量化行動計画」策定の趣旨	1
(1) 「滝沢市ごみ減量化行動計画」の目的	1
(2) 「滝沢市ごみ減量化行動計画」の位置付け	1
(3) 「滝沢市ごみ減量化行動計画」の期間	1
2 「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」について	3
(1) 「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念	3
(2) 「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」の基本方針	3
(3) 市民、事業者、各種団体及び市の役割	4
3 ごみ処理の現状及び課題	5
(1) ルールに従ったごみ排出が、市民一人ひとりの実践に至っていません。 ..	5
(2) ごみ処理には多額の経費が必要です。	5
4 ごみ減量化の現状と目標、今後の取組み	6
(1) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量	6
(2) 生活系可燃ごみ排出量	7
(3) 生活系資源ごみの排出量	8
(4) リサイクル率	9
(5) 計画の進行管理	9
5 持続可能な開発目標と後期行動計画のつながり	10
(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) とは	10
(2) 「滝沢市ごみ減量化行動計画」と持続可能な開発目標 (SDGs)	10
6 滝沢市の目指す将来像及びごみ減量	11
(1) 滝沢市の目指す将来像	11
(2) 滝沢市の目指すごみ減量	11
7 ごみ減量化・資源化に向けた取組み	12
セクション1	12
セクション2	18
セクション3	20
セクション4	22

Ⅰ 「滝沢市ごみ減量化行動計画」策定の趣旨

(1) 「滝沢市ごみ減量化行動計画」の目的

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）及び適正処分が確保されることにより実現される天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を目指すことは、循環型社会形成推進基本法において目指す姿であり、社会全体の責務となっています。

滝沢市では、平成30年3月改定及び同年4月1日施行の「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、市民、事業者、各種団体及び市の行動指針及び具体的な施策を定める「滝沢市ごみ減量化行動計画」を策定し、更なるごみ減量化・資源化の推進、ひいては循環型社会の形成を目指します。

現在、滝沢・雫石環境組合の滝沢清掃センター（以下「清掃センター」という。）では、滝沢市及び雫石町のごみを共同処理していますが、令和14年から盛岡広域8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町。以下同じ。）によるごみの共同処理が計画されており、新ごみ焼却施設への搬入量を減らしていくことは、喫緊の課題です。

また、ごみ処理経費の削減、現ごみ焼却施設及び最終処分場の安定稼働及び延命化の視点からも、雫石町と連携を図りながら、滝沢市として率先してごみ減量化・資源化に取り組んでいく必要があります。

このようにごみ処理に関する環境も大きく変化していく中で、「滝沢市ごみ減量化行動計画」で掲げる施策を着実に実行し、将来を見据えてごみ減量化・資源化を推進するとともに、ごみの発生抑制及び資源の循環を基本としたまちづくりを実現することを目的とします。

(2) 「滝沢市ごみ減量化行動計画」の位置付け

「滝沢市ごみ減量化行動計画」は、循環型社会形成推進基本法の趣旨にのっとり、「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて市民、事業者、各種団体及び市の連携及び協働による自発的なごみ減量化・資源化行動の実践に向けた指針とするものです。

この「滝沢市ごみ減量化行動計画」を着実に展開するため、市民、事業者、各種団体及び市がそれぞれの責任及び役割を認識し、実践行動を進めていく必要があります。

(3) 「滝沢市ごみ減量化行動計画」の期間

「滝沢市ごみ減量化行動計画」は、「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」の推進に向けて具体的な施策を定め、より実効性のある実践行動を展開するとともに、市及び各種団体で施策効果を分析し、検証しながら見直しを図りながら取り組むものです。

「滝沢市ごみ減量化行動計画（前期）」（以下「前期行動計画」という。）では、令和元年度から令和4年度までの4年間として取り組み、進捗状況の評価、見直しを行いました。

「滝沢市ごみ減量化行動計画（後期）」（以下、後期行動計画という。）では、前期行動計画の進捗状況の結果に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間として取り組みます。

なお、後期行動計画に続く「滝沢市ごみ減量化行動計画」は、「第2次滝沢市ごみ減量化行動計画」として令和9年度に策定を行い、令和10年度からの計画施行を行います。

計 画 期 間	平成30年度	「滝沢市一般廃棄物処理 基本計画」 10年	
	令和元年度		「滝沢市ごみ減量化 行動計画（前期）」 4年
	令和2年度		
	令和3年度		
	令和4年度		
	令和5年度		「滝沢市ごみ減量化 行動計画（後期）」 5年 ※本計画です。
	令和6年度		
	令和7年度		
	令和8年度		
	令和9年度		
令和10年度			

2 「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」について

(1) 「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念

「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により策定する滝沢市の一般廃棄物処理のマスタープランであり、「第1章 ごみ処理基本計画」と「第2章 生活排水処理基本計画」で構成されています。

「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみ処理の基本理念を次のとおり定めています。

◆基本理念

市民・事業者・行政が一体となって環境負荷の少ない循環型社会を構築します

(2) 「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」の基本方針

「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみ処理の基本方針を次のとおり定めています。

◆基本方針

(1) ごみの発生を抑制し、資源循環システムを充実します

- ◇ごみになりにくい商品の流通やごみの再利用の促進
- ◇リサイクルにより資源が円滑に循環するシステムの整備

(2) 環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築します

- ◇資源化やエネルギー回収を推進する処理システムの整備
- ◇市民の安全や自然環境に配慮した処理システムの整備

(3) 環境教育、環境学習と市民・事業者・各種の団体・行政のパートナーシップによる取組みを推進します

「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念である「市民・事業者・行政が一体となって環境負荷の少ない循環型社会を構築します」を実現するため、市民、事業者、各種団体及び市が一体となり、ごみ減量化・資源化の推進に向けて取り組むことが大切です。

「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」では、各施策を達成するための市民、事業者、各種団体及び市の役割を次のとおり示しています。

(3) 市民、事業者、各種団体及び市の役割

主体	役割
市民	<p>【排出者としての責任】</p> <p>(1) 一人一人がごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない生活様式に見直す。</p> <p>(2) 分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化、適正処理に向けた取組みに協力する。</p>
事業者	<p>【排出者としての責任】</p> <p>(1) 自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない事業活動に努める。</p> <p>(2) ごみの減量化とともに、廃棄物の管理徹底と適正処分に努める。</p> <p>【生産者としての責任】</p> <p>(1) 拡大生産者責任を踏まえ、生産、流通、販売等の各段階で、商品やサービスがごみにならないような工夫をする。</p> <p>(2) 率先して資源物や処理困難物を回収する。</p>
各種団体	<p>【積極的な活動とつなぎ手としての役割】</p> <p>(1) 各主体の協力のもと、ごみ減量化の啓発活動や地域コミュニティに根ざしたリサイクル活動を展開する。</p> <p>(2) 市民・事業者・行政のつなぎ手としての役割を果たす。</p>
市 (行政)	<p>【ごみを出さないための仕組みづくり】</p> <p>(1) 市民・事業者・各種団体が参加できるシステムの構築を図る。</p> <p>【安全で効率的な収集運搬、適正処理・処分】</p> <p>(1) 環境負荷低減に向けた収集運搬、処理・処分を行う。</p> <p>(2) 安全で効率的なシステムの構築と運用を図る。</p> <p>【各主体のコーディネーター】</p> <p>(1) 市民・事業者・各種団体の取組みのコーディネーターとしての役割を果たす。</p> <p>【排出者としての責任】</p> <p>(1) ごみの排出者として、率先してごみを出さない事業活動を行う。</p>

3 ごみ処理の現状及び課題

(1) ルールに従ったごみ排出が、市民一人ひとりの実践に至っていません。

ごみ出し三原則（決められたものを・決められた日時に・決められた場所に出す）を市民一人ひとりが実践することにより、ごみ減量化・資源化の推進につながります。

しかしながら、まだ一部では守られていない実態があります。

「ルールを知ろう！」	【ごみ出し三原則】 1 決められたものを 2 決められた日時に 3 決められた場所へ出す
「行動を起こそう！」	【ごみ出し三原則】を守る
「滝沢市全体の行動へ！」	市民一人ひとりの行動から全市民の行動へ！

(2) ごみ処理には多額の経費が必要です。

清掃センターでは、令和3年度実績で年間2万3,273 tのごみを熔融処理しています。熔融処理後に熔融スラグ・メタルとして再利用されるものを除いた949 tを最終処分場に埋め立てしています。

今後、埋め立て量が同程度で推移したと仮定した場合、最終処分場は、令和16年頃に埋立て終了になると考えられます。

また、滝沢市では、令和3年度数値で年間約8億7,400万円のごみ処理経費を負担しており、市民1人当たりで換算すると年間約1万6,000円になります。

令和14年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることを踏まえ、ごみ処理経費の削減、ごみ焼却施設及び最終処分場の安定稼働及び延命化など併せて検討、協議等を重ねていく必要があります。

4 ごみ減量化の現状と目標、今後の取組み

(1) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(但し、可燃ごみ(直接搬入分)・資源ごみ・集団資源回収分は除く。)

1人1日当たり家庭系ごみ排出量の平成28年度実績の529gに対し、令和3年度実績が522gであり、5年間で7gしか減少することができておりません。

令和3年度実績値の522gと令和4年度目標値の489gでは33gもの開きがあることから、中間年度の令和4年度の目標達成は難しい状況です。

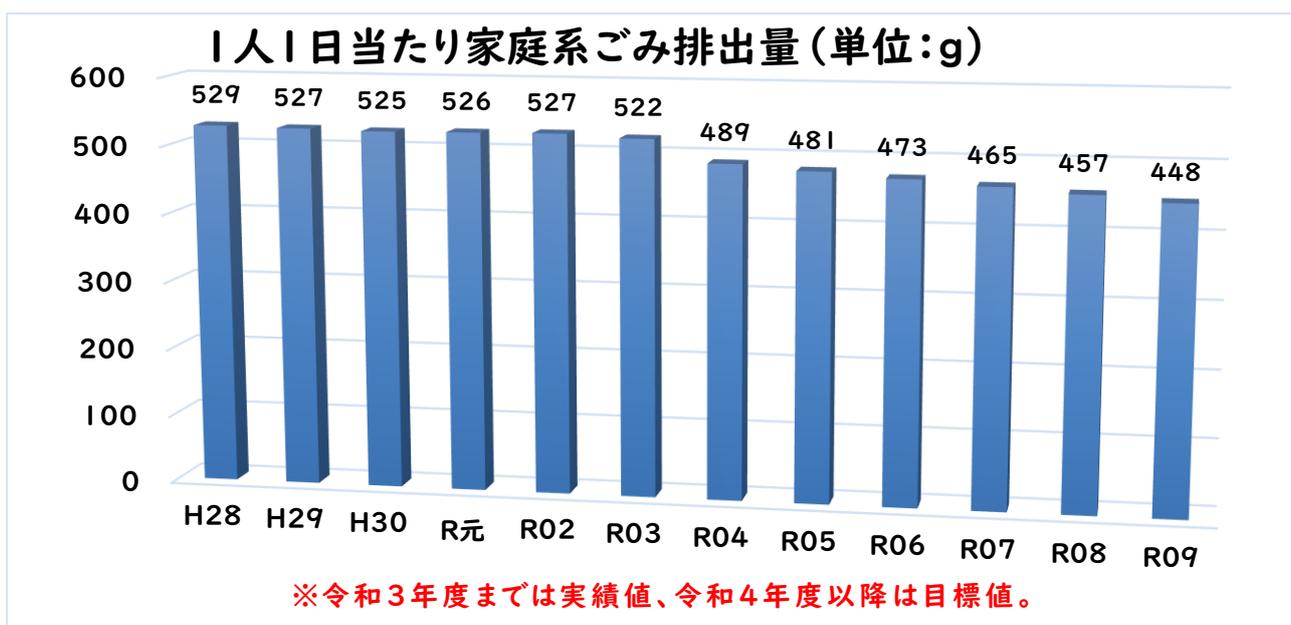
家庭で取り組めるごみ減量として、引き続き、生ごみ減量の取組に集中して取り組みます。

◆生ごみ減量に取り組みます!

- ・食材の「使いきり」を積極的に行う。
- ・生ごみの水切りをしっかり行う。

「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」における数値目標が、5年刻みとなっていることから、この後期行動計画では、各年度の数値目標を掲げ明確化します。

基準年度である平成28年度実績値529gに対して、後期行動計画の最終年度である令和9年度目標値は81g減(15.3%減)の448gとします。



(2) 生活系可燃ごみ排出量

生活系可燃ごみ排出量の平成28年度実績の10,530 t に対し、令和3年度実績が10,494 t であり、5年間で36 t しか減少することができておりません。

令和3年度実績値の10,494 t と令和4年度目標値の9,740 t では754 t もの開きがあることから、中間年度の令和4年度の目標達成は難しい状況です。

令和2年度と令和3年度においては、コロナ禍により在宅時間の増加により、生活系可燃ごみが増加したものと推測しております。

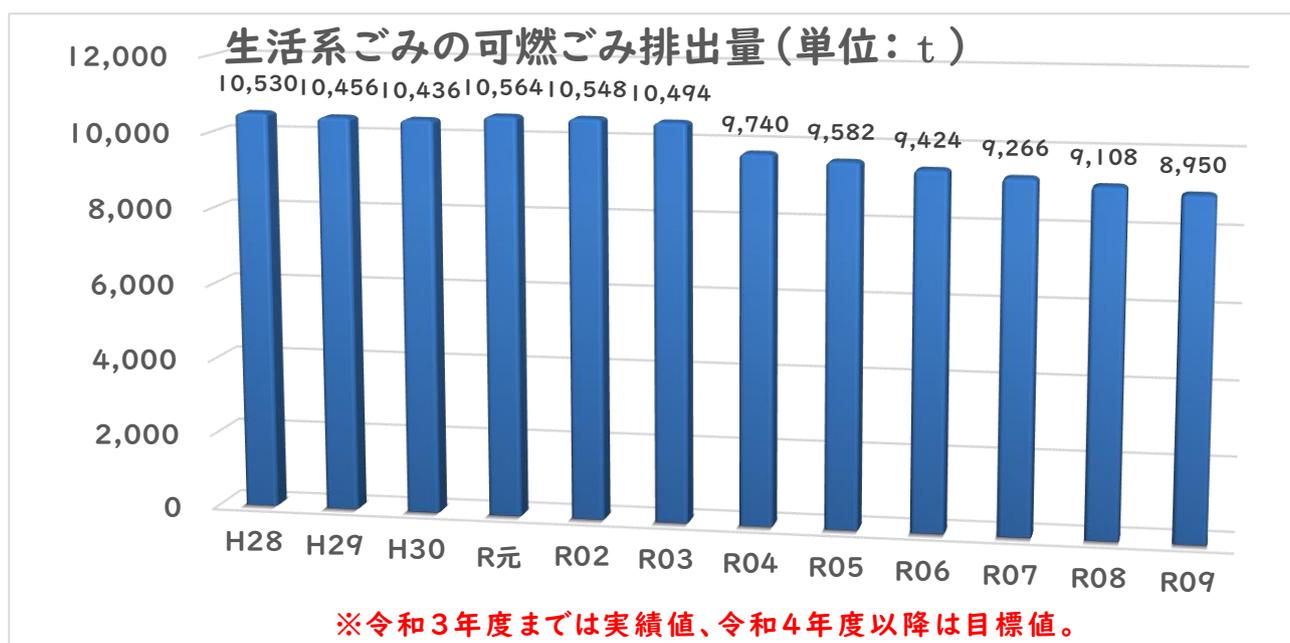
令和4年度以降改善することが期待されますが、可燃ごみの再資源化に取り組み、引き続き、集団資源回収や容器包装廃棄物の店頭回収、使用済み小型家電の再資源化に取り組みます。

◆可燃ごみの再資源化に取り組みます!

- ・集団資源回収の取組み促進
- ・容器包装廃棄物の店頭回収の取組み周知
- ・使用済み小型家電回収の周知

「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」における数値目標が、清掃センターの処理量で滝沢市と雫石町の合計となっていたことから、この後期行動計画では、滝沢市分の各年度の数値目標を掲げ明確化します。

基準年度である平成28年度実績値10,530 t に対して、後期行動計画の最終年度である令和9年度目標値は1,580 t 減(15.0%減)の8,950 t とします。



(3) 生活系資源ごみの排出量

生活系資源ごみ排出量の平成28年度実績の2,063 t に対し、令和3年度実績が2,046 t であり、5年間で17 t しか減少することができておりません。

令和3年度実績値の2,046 t と令和4年度目標値の1,908 t では138 t もの開きがあることから、中間年度の令和4年度の目標達成は難しい状況です。

生活系資源ごみ排出量については、引き続き、4R運動を推進して資源ごみの削減に取り組みます。

◆4R運動に取り組みます!

・必要のないものは買わない、使わない、貰わないこと

(発生回避:リフューズ)

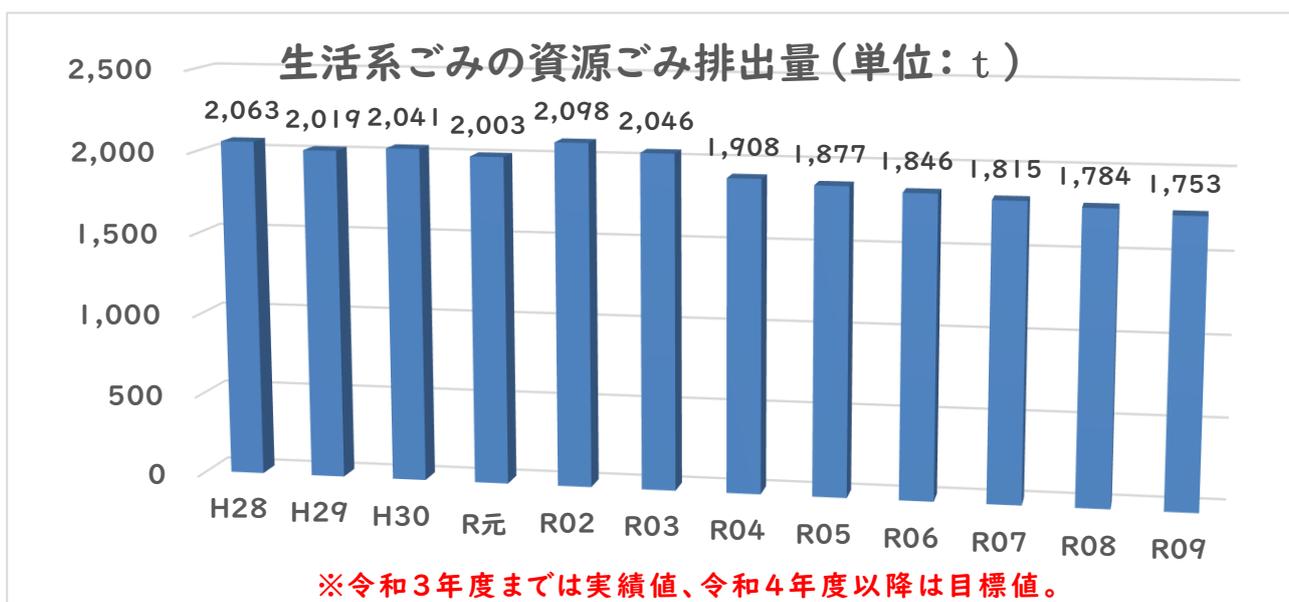
・ごみを出さない(発生抑制:リデュース)

・再使用(リユース)

・再資源化(リサイクル)

「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」における数値目標が、5年刻みとなっていることから、この後期行動計画では、各年度の数値目標を掲げ明確化します。

基準年度である平成28年度実績値2,063 t に対して、後期行動計画の最終年度である令和9年度目標値は310 t 減(15.0%減)の1,753 t とします。



(4) リサイクル率

生活系資源ごみ排出量の平成28年度実績の24.8%に対し、令和3年度実績が22.1%であり、リサイクル率が悪化しております。

令和3年度実績値の22.1%と令和4年度目標値の28.0%では5.9ポイントもひらきがあることから、中間年度の令和4年度の目標達成は難しい状況です。

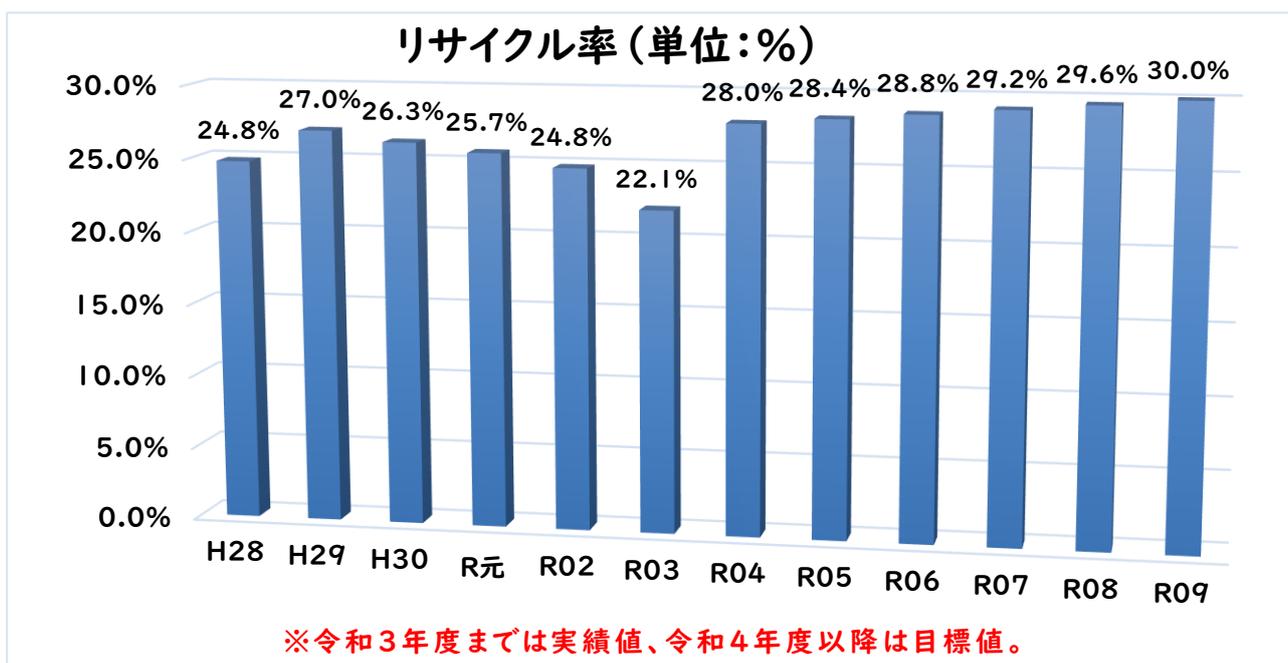
生活系資源ごみ排出量については、引き続き、ストックヤードの活用促進に取り組めます。

◆ストックヤードの活用促進!

・リサイクルの推進

「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」における数値目標が、5年刻みとなっていることから、この後期行動計画では、各年度の数値目標を掲げ明確化します。

基準年度である平成28年度実績値24.8%に対して、後期行動計画の最終年度である令和9年度目標値は5.2ポイント増の30.0%とします。



(5) 計画の進行管理

ごみ減量化・資源化の施策の進行状況の把握や、市民、事業者及び市の三者で取り組むごみ減量実施行動の成果、ごみ排出量の削減状況等については、「滝沢市ごみ減量化推進委員会」に報告し、評価するとともに、ごみ減量化・資源化に向けた取組等を検討します。また、ごみ減量化・資源化の状況について市のホームページで公表します。

5 持続可能な開発目標と後期行動計画のつながり

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) とは

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 (平成27年) の国際サミットで採択されました。この持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) は、国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターウェブサイト

(2) 「滝沢市ごみ減量化行動計画」と持続可能な開発目標 (SDGs)

「滝沢市ごみ減量化行動計画」を推進することにより、次のSDGsの取組につながります。



6 たきざわの目指す環境の姿及びごみ減量

(1) たきざわの目指す環境の姿

市民1人ひとりがごみ処理の現状及び課題、ごみに関するルールなどを知り、毎日の生活の中で1つひとつごみ減量化・資源化行動を実践していくことが、第1次滝沢市環境基本計画に掲げるたきざわの目指す環境の姿「安全・安心な生活環境を未来に引き継ぐまち」の実現へとつながります。

たきざわの目指す環境の姿

「安全・安心な生活環境を未来に引き継ぐまち」

(2) 滝沢市の目指すごみ減量

令和14年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることを踏まえ、次のとおりごみ減量の目的を掲げます。市民、事業者、各種団体及び市がそれぞれこの目的を相互共有するとともに、ごみ減量化・資源化の推進に向けて取り組むことが大切です。

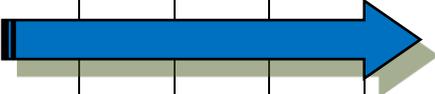
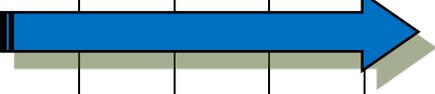
ごみ減量意識の啓発の推進	令和14年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されています。自らの地域で処理されなくなることに伴い、ごみ減量の意識低下も懸念されており、滝沢市として率先してごみ減量化・資源化に取り組みます。
ごみ処理経費の削減	盛岡広域8市町によるごみの共同処理においては、ごみ排出量を削減することにより、ごみ処理経費（負担金）を将来にわたって削減することができます。
ごみ焼却施設等の延命化	盛岡広域8市町によるごみの共同処理を見据え、ごみ減量化・資源化を推進することにより、ごみ焼却施設及び最終処分場の延命化を図ります。
環境への負荷の軽減	地球温暖化防止のため、ごみ減量化・資源化を推進することにより、二酸化炭素の排出量の抑制を図ることができます。
次世代への負担の軽減	ごみ排出量及びごみ処理経費を削減することにより、次世代への経済的な負担を軽減するとともに、地球環境負荷の軽減及び地球温暖化防止にもつながり、滝沢の豊かな自然環境を次世代へつないでいくことが可能になります。

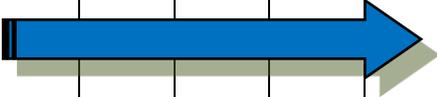
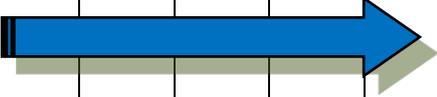
7 ごみ減量化・資源化に向けた取り組み

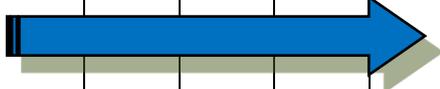
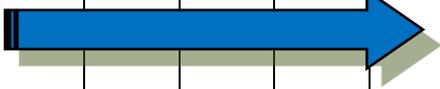
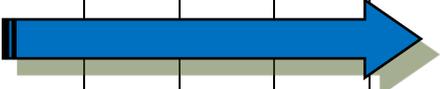
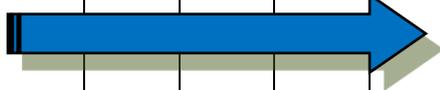
「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」において定めるごみ減量化・資源化の数値目標の達成及び「目標達成に向けた個別施策」の推進に向けた施策として市民、事業者、各種団体及び市が取り組むべき具体的な個別施策を次のとおり掲げます。

市民、事業者、各種団体及び市は、それぞれの責任及び役割の下、この個別施策を着実に実践するとともに、「市民1人ひとりの行動」から「滝沢市全体の行動」へとつなげていくことが大切です。

今後、市民協議等を重ねながら、必要に応じて施策及び実践行動スケジュールの見直し及び改善を図ります。

施策	実践スケジュール(予定)				
<p>【セクション1】ごみの発生を抑制し、資源循環システムを充実します (ごみになりにくい商品の普及や回収ルート of 拡充など、資源が円滑に循環するシステムづくりを進めます)</p>					
(1) ごみになりにくい商品の普及	R5	R6	R7	R8	R9
国や製造業界等に対し、長く使いリユース・リサイクルしやすい商品の開発を要望していきます。					
<p>・リユース等商品の開発要望</p> 拡大生産者責任の観点から使い捨て商品の製造販売及び過剰包装の自粛、リユース・リサイクルしやすい商品の開発について、国、製造業界等に対して各関係機関を通じ、継続して要望を行います。					
事業者、市民にごみになりにくい商品の販売や利用を呼びかけていきます。					
<p>・リユース等商品の呼びかけ</p> ごみの発生・排出抑制を図るため、事業者又は市民に対してリユース・リサイクルしやすい商品の販売又は利用について広報等による呼びかけを行います。					

(2) リデュース(発生抑制)の推進	R5	R6	R7	R8	R9
<p>市民、事業者と連携・協力しながら包装の簡素化、マイバッグの持参、量り売り、ばら売り商品の拡大などを推進していきます。</p>					
<p>・リデュース(ごみの発生抑制)の取組促進</p> <p>リデュースの取組を促進するため、広報等による周知啓発を行い、市民等のリデュース意識の高揚及び醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆計画的な購入により買い過ぎを控える。 ◆過剰な容器包装を控える。 ◆詰め替え商品を積極的に利用する。 ◆量り売り及びばら売りを積極的に利用する。 ◆マイバッグを積極的に利用し、レジ袋の使用を控える。 ◆刈り草及び剪定枝の「乾燥」を積極的に行う。 					
<p>・生ごみ減量の取組促進</p> <p>生ごみ減量の取組を促進するため、広報等による周知啓発を行い、市民等の生ごみ減量意識の高揚及び醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆冷蔵庫の整理整頓を行い、賞味・消費期限を把握し、買い過ぎを防ぐ。 ◆これまでの買い物の考え方を見直し、買い物上手になる。 ◆食材の「使いきり」を積極的に行う。 ◆料理の「食べきり」を積極的に行う。 ◆生ごみの「水きり」を積極的に行う。 					

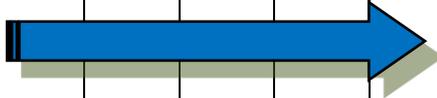
(3) 事業者による自己回収処理の推進	R5	R6	R7	R8	R9
<p>国や製造業界等に対し、拡大生産者責任の考えのもと、自己回収処理を前提とした新たな処理ルートの構築を要望していきます。</p>					
<p>・自己回収処理ルートの拡充等要望</p> <p>拡大生産者責任の観点から自己回収処理ルートの確保及び拡充について、国、製造業界等に対して各関係機関を通じ、継続して要望を行います。</p>					
<p>・三者連携等による容器包装廃棄物削減の取組促進</p> <p>「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づいて事業者、各種団体及び市の三者連携及び協働による容器包装廃棄物の削減に向けた店頭回収等の取組を促進します。</p>					
<p>排出禁止物の適正な処理ルートを確認していきます。</p>					
<p>・排出禁止物の適正処理ルートの確保</p> <p>ごみ集積所に出せない排出禁止物の取扱について、ごみ収集カレンダーへ掲載し、周知徹底を行うとともに、排出禁止物の適正な処理ルートの確保を図ります。</p>					
(4) 事業者によるごみ減量・リサイクルの推進	R5	R6	R7	R8	R9
<p>ごみを多量に排出する事業者を中心に、減量やリサイクルに取り組むための仕組みを拡充していきます。</p>					
<p>・事業者の取組調査</p> <p>事業者が行っているごみ減量・リサイクルの事例を調査し、ホームページ等で周知します。</p>					

(5) 市民による自主的リサイクルの推進	R5	R6	R7	R8	R9
<p>集団資源回収活動やストックヤードの設置など、市民がリサイクルに参加しやすい仕組みを拡充していきます。</p>					
<p>・集団資源回収の取組促進</p> <p>市民及び各種団体のリサイクル意識の高揚及び醸成を図るため、自治会、子ども会等の集団資源回収実施団体へ奨励金を交付し、自発的な実践行動を促進します。</p>					
<p>・ストックヤードの活用促進</p> <p>市民及び各種団体のリサイクル意識の高揚及び醸成を図るため、自治会等のストックヤード設置団体へ補助金を交付し、自発的な実践行動を促進します。</p>					
<p>・集団資源回収制度の周知啓発</p> <p>自治会、子ども会等を対象として集団資源回収制度の周知啓発を行うとともに、子ども会育成連合会を通じて成果報告等を行います。また、新たな登録団体又は実施団体の拡大に向けた周知啓発を図ります。</p>					
<p>・リサイクル(再生利用)の取組促進</p> <p>リサイクルの取組を促進するため、広報等による周知啓発を行い、市民等のリサイクル意識の高揚及び醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆スーパー等の店頭回収を積極的に利用する。 ◆使用済小型家電等の拠点回収を積極的に利用する。 ◆生ごみ及び刈り草の堆肥化に取り組む。 					
<p>・使用済小型家電等の再資源化の取組促進</p> <p>国との連携により使用済小型家電等の再資源化の取組を促進するとともに、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ります。また、環境イベントなどにおいて使用済小型家電等の無料回収を行い、市民等の自発的な実践行動を促進します。</p>					

(6) リユース(再使用)の推進	R5	R6	R7	R8	R9
<p>リターナブル(再使用)容器や詰め替え商品の使用を呼びかけ、リユースの徹底を図っていきます。</p>					
<p>・リユース商品の周知徹底</p> <p>ビール瓶等のリターナブル容器、詰め替え商品等を使用することは、ごみの発生抑制の有効手段であるという意識付けを行うため、広報等による周知徹底を図ります。</p>					
<p>・リユース(再使用)の取組促進</p> <p>リユースの取組を促進するため、広報等による周知啓発を行い、市民等のリユース意識の高揚及び醸成を図ります。</p> <p>◆バザー、フリーマーケット、リサイクルショップ、古本屋等を積極的に活用する。</p> <p>◆リターナブル容器、詰め替え商品等を積極的に使用する。</p>					
<p>・不用品あっせんの取組促進</p> <p>市民のリユース意識の高揚及び醸成を図るため、広報による不用品あっせんの取組を促進します。</p>					
<p>・使用済文書の再使用等の取組促進</p> <p>使用済文書(片面)及び使用済封筒の再使用、使用済文書(両面)の分別による再生利用等の取組を促進します。</p>					
<p>再利用品の展示などPRの機会の充実を図っていきます。</p>					
<p>・再利用・再生利用品の周知啓発</p> <p>環境イベントなどにおいて溶融スラグ・メタル、回収済みアルミ缶・スチール缶・ペットボトルのほか、清掃センター及びリサイクルセンターの処理フローの展示及び周知啓発を行います。また、汲み取りのし尿及び浄化槽汚泥から生産した普通肥料(おでい肥料めぐみ)の無料提供を行います。</p>					

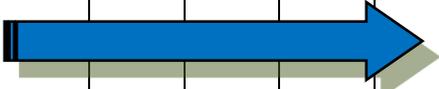
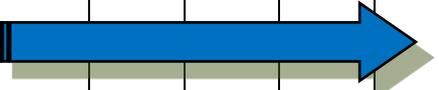
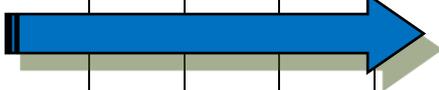
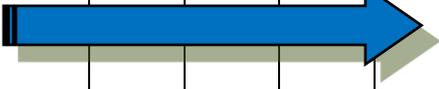
(7) 再生品の利用拡大	R5	R6	R7	R8	R9
<p>グリーン購入運動を進めながら、再生紙や再生材料で作られた製品の利用拡大を推進していきます。</p> <p>・グリーン購入運動の取組促進</p> <p>たきざわエコオフィス計画に基づいて環境に配慮した製品の優先的な調達（購入等）を進めるとともに、グリーン購入運動の取組を促進します。</p>					
(8) リサイクル事業に関する調査・研究	R5	R6	R7	R8	R9
<p>安定したリサイクルルートを確認するため、リサイクル事業の動向について調査・研究を進めていきます。</p> <p>・リサイクルルートの安定確保</p> <p>資源の再利用及び再生利用を促進し、有効活用を図るため、資源ごみ（金属、ガラス、ペットボトル、新聞紙及び布）の安定的なリサイクルルートの確保を行うとともに、国の動向等について注視していきます。</p>					
(9) ごみ処理費用の負担のあり方の検討	R5	R6	R7	R8	R9
<p>リデュース、リユース及びリサイクルを推進するため、ごみ処理費用の負担のあり方を検討していきます。</p> <p>・ごみ処理経費の削減等</p> <p>令和14年度から盛岡広域 8 市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、ごみ排出量及びごみ処理経費の削減に向けて更なるごみ減量化・資源化に取り組めます。</p>					

施 策	実践スケジュール(予定)				
【セクション2】 環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築します					
(市民の安全や排出事業者への指導など、排出ルールの徹底を図ります)					
(1) 排出ルールの徹底と不法投棄の防止	R5	R6	R7	R8	R9
<p>ごみの分別や排出者への指導など、排出ルールの徹底を図っていきます。</p>					
<p>・ごみ排出ルール等の周知徹底</p> <p>後期行動計画掲載の「ごみ出し三原則(①決められたものを、②決められた日時に、③決められた場所へ出す)」及びごみ収集カレンダー掲載のごみ分別(資源・可燃ごみ)を周知徹底するとともに、ごみ排出ルール及び資源分別の浸透を図ります。</p>					
<p>不法投棄の監視とともに、関係機関と連携を図りながら、不法投棄の防止対策を進めていきます。</p>					
<p>・廃棄物対策巡視員の配置</p> <p>ごみの不法投棄の監視及び不適正処理の防止に努めるため、廃棄物対策巡視員を配置し、市内を巡視します。また、必要に応じて警察署と連携を図ります。</p>					
(2) 資源化の推進	R5	R6	R7	R8	R9
<p>缶・びん・古紙・ペットボトルなど資源化物の分別の徹底を呼びかけ、回収資源化物の質と資源化率の向上を図っていきます。</p>					
<p>・ごみ収集カレンダーの全戸配布等</p> <p>毎年度、ごみ収集カレンダーの作成及び全戸配布を行い、カレンダー掲載のごみ分別のポイント(「燃やせるか」ではなく「資源になるか、ならないか」)を周知徹底するとともに、ごみ資源化を推進します。</p> <p>「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」による容器包装廃棄物の削減に向けた店頭回収の取組を紹介し、周知啓発を図ります。</p>					

(3) 有機性一般廃棄物の有効利用に関する調査・研究	R5	R6	R7	R8	R9
<p>有機性廃棄物（バイオマス）の排出抑制と有効利用を図るため、堆肥化とその活用などについて調査・研究を進めていきます。</p>					
<p>・生ごみ処理機等の補助制度の調査研究</p> <p>生ごみ処理機等への補助制度について、費用対効果を含めて調査研究を進めます。</p>					
(4) ダイオキシン類などの有害化学物質の排出抑制	R5	R6	R7	R8	R9
<p>ごみ処理施設からのダイオキシン類など有害化学物質の排出をより一層低減するため、施設の適正な運転管理を行っていきます。</p>					
<p>・ごみ焼却施設の適正な運転管理</p> <p>平成14年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、同年までの間、ダイオキシン類の発生量を抑制するごみ焼却施設（溶融処理）の適正な運転管理を行います。</p>					
(5) 二酸化炭素の排出抑制	R5	R6	R7	R8	R9
<p>ごみの減量化とともに、炉の燃焼管理を徹底し、二酸化炭素の排出量の抑制に努めていきます。</p>					
<p>・溶融炉の燃焼制御の徹底管理</p> <p>平成14年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、同年までの間、溶融炉の燃焼制御の徹底管理を行うとともに、二酸化炭素の排出量の抑制に努めます。</p>					
(6) 最終（埋立）処分場の延命化	R5	R6	R7	R8	R9
<p>最終処分量の低減化等、最終処分場を適正に管理し延命化を図っていきます。</p>					
<p>・最終処分場の延命化等</p> <p>令和14年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、溶融処理による最終処分量の低減化及び最終処分場の延命化を図ります。</p>					

(7) 施設の計画的整備	R5	R6	R7	R8	R9
<p>安定した処理システムを継続するため施設整備を計画的に進めていきます。</p>					
<p>・ごみ焼却施設の安定稼働</p> <p>令和14年度から盛岡広域 8 市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、同年までの間、計画的に機械設備等の更新及び修繕を行い、ごみ焼却施設の安定稼働を図ります。</p>					

施 策	実践スケジュール(予定)				
【セクション3】環境教育、環境学習と市民・事業者・行政の協働による取組を推進します (環境教育、環境学習とともに、市民・事業者・市の協働により、ごみの諸問題への取組を進めます)					
(1) 市による率先行動の一層の推進	R5	R6	R7	R8	R9
市が、市民や事業者の模範となるよう、再生品の利用やごみの排出抑制、リサイクルなどの取組を進めていきます。					
・資源ごみ等の拠点回収の取組推進 ごみの発生抑制及び再生利用の観点から市内公共施設等における資源ごみ等の拠点回収の取組を推進します。					
・ごみ分別の細分化の調査研究 令和14年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、ごみ分別の細分化について、各関係市町と歩調を合わせながら調査研究を進めます。					
・指定ごみ袋・家庭系ごみ有料化制度の調査研究 令和14年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、指定ごみ袋・家庭系ごみ有料化制度について、各関係市町と歩調を合わせながら調査研究を進めます。					
(2) 市民・事業者が気軽に参加できる場の提供	R5	R6	R7	R8	R9
各種イベントの充実により、市民・事業者がごみ問題やその取組などについて気軽にふれあう場を提供していきます。					
・イベントの開催 市民、事業者及び各種団体の環境意識の高揚及び醸成を図るため、ごみ減量、環境保全など環境全般をテーマとしたイベントを開催します。					
・清掃センター施設見学の利用促進 ごみの現状その仕組み、ごみの減量及び分別に対する市民等の理解を促進するため、清掃センター施設への見学を受け入れます。					

(3) 人・組織づくりの推進	R5	R6	R7	R8	R9
<p>市民・事業者・各種団体が、環境活動の企画立案から実施まで、自主的に活動できるような組織づくりを進めていきます。</p>					
<p>・ごみ減量化推進組織の取組支援</p> <p>ごみ減量化推進委員会の構成団体（各種団体）の自主的かつ自発的なごみ減量化推進活動の取組を支援します。</p>					
<p>教育機関との連携を図り、学校教育の場でのごみ減量・リサイクルの啓発を行っていきます。</p>					
<p>・社会科副読本の活用</p> <p>小学校3,4年生を対象とする社会科副読本「わたしたちのたきざわ」において「ごみ」に関する意識啓発を図ります。</p>					
(4) 施策への市民参加の促進	R5	R6	R7	R8	R9
<p>ごみの排出抑制やリサイクルの推進に当たっては、市民や事業者の意見を聞くなど、市民参加型による施策の立案を進めていきます。</p>					
<p>・ごみ減量化推進組織との連携等</p> <p>ごみ減量化推進委員会の構成団体（各種団体）との意見交換等を行い、連携及び協働によるごみ減量化・資源化施策の企画立案を進めます。</p>					
(5) 市民・事業者への情報提供	R5	R6	R7	R8	R9
<p>ごみ減量・リサイクル等の実践行動に資するよう、イベント、出前講座、各種広報媒体等を通じ、市民や事業者にごみに関する情報を積極的に提供していきます。</p>					
<p>・出前講座、広報等による情報発信</p> <p>出前講座の開催、広報等を通じてごみ減量化実践行動の具体的事例の提案、情報発信等を積極的に行います。</p>					

施 策	実践スケジュール(予定)				
【セクション4】「滝沢市ごみ減量化行動計画」を策定し、市民の方々に施策への協力を求めます					
	R5	R6	R7	R8	R9
目標達成に向けた個別施策の詳細を定めた「滝沢市ごみ減量化行動計画」を策定します。					
「滝沢市ごみ減量化行動計画」を公表し、施策への協力を求めます。					
<p>・後期行動計画の計画期間</p> <p>後期行動計画を公表し、周知徹底を図るとともに、市民、事業者及び各種団体へ個別施策の実践に向けた協力を求めます。</p>					
<p>・次期「滝沢市ごみ減量化行動計画」の策定</p> <p>「滝沢市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて市民、事業者、各種団体及び市の行動指針及び具体的な施策を定める次期「滝沢市ごみ減量化行動計画」を策定します。</p>					